府令・省令

○内閣府農林水産省令第八号

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第三十五号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十六条**　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十六条**　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第四十六条第一号	及び第二十九条各号に掲げる者	、第二十九条各号に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第百十一条第一項第十二号ハ及び第百十八条第八号において同じ。）
［略］	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十一条第一項第十二号ハ	協同組織金融機関及び特定承継会社を
［略］		

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第四十六条第一号	及び第二十九条各号に掲げる者	、第二十九条各号に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第百十一条第一項第十二号及び第百十八条第八号において同じ。）
［同上］	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十一条第一項第十二号	協同組織金融機関及び特定承継会社を
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和四年六月二十二日から施行する。